

# つなぐ

## 20周年記念誌



特定非営利活動法人  
神奈川被害者支援センター

# 犯罪被害者等の支援に携わる者の倫理綱領

2016年12月27日

公益社団法人 全国被害者支援ネットワーク

同 全国被害者支援ネットワーク加盟団体

犯罪被害者等（犯罪等により害を被った者及びその家族又配属をいう。）は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有し、その受けた被害を回復し、または軽減し、再び平穏な生活が営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受け取ることができるよう施策が講ぜられています。われわれは先に七箇条にわたる「犯罪被害者の権利宣言」を制定しました。

全国被害者支援ネットワーク及び加盟団体は、犯罪被害者等の個々の事情に応じて、犯罪被害者等が被害に遭ったときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、どこでも、いつでもきめ細やかで途切れることのない支援を行っていく必要があります。

ここに改めて、「犯罪被害者等の支援に携わる者の倫理綱領」を定め、その行動指針を明示します。

犯罪被害者等の支援に携わる者は、

1. 犯罪被害者等の個人としての尊厳を尊重します。
2. 犯罪被害者等のプライバシー及び秘密を尊重し、個人情報を保護します。
3. 犯罪被害者等の人種、信条、性別、社会的身分又は門地を理由として差別しません。
4. 犯罪被害者等が置かれた心身の状況を把握しつつ、支援に携わる者の言動により二次的被害を与えることのないよう支援を行います。
5. 犯罪被害者等から求められるニーズを的確に把握し、理解と共感を持って寄り添い、犯罪被害者等との間に信頼関係を築くよう努めます。
6. 犯罪被害者等に対し、有益となる情報を適切な時期と方法により提供します。
7. 同僚や関係機関・団体と連携し、よりよい関係を築くとともに、専門的知識を有する者の知見を活用して支援を行います。
8. 犯罪被害者等を支援する機関や団体が行う事業に関し、知り得た秘密を漏らしたり、これらの事業以外の目的のために利用したりしません。
9. 支援における公益性・利他性を自覚し、支援に携わる者としての身分や地位を金銭その他の利益を得るために利用しません。
10. 各種研修に積極的に参加するとともに自己研鑽に努め、支援のための能力の維持向上に努めます。
11. 人格を磨き、品位を高く保持し、健全な心身の保持に務めるとともに、支援を通して安全で安心して暮らせる社会づくりに貢献します。

# 目 次

## ■倫理要綱

■挨拶 理事長	村尾 泰弘	1
---------	-------	---

■祝辞 神奈川県知事	黒岩 祐治	2
------------	-------	---

神奈川県警察本部長	山本 仁	3
-----------	------	---

全国被害者支援ネットワーク理事長	椎橋 隆幸	4
------------------	-------	---

## ■創立11年目以降の記録

平成23年度	5
--------	---

平成24年度	6
--------	---

平成25年度	7
--------	---

平成26年度	8
--------	---

平成27年度	9
--------	---

平成28年度	10
--------	----

平成29年度	11
--------	----

平成30年度	12
--------	----

令和元年度	13
-------	----

令和2年度	14
-------	----

■相談員の声	15
--------	----

## ■資料編

会員数の推移	18
--------	----

寄付者の推移
--------

相談支援件数の推移
-----------

いのちの大切さを学ぶ教室実施状況
------------------

関係機関・団体との連携状況
---------------

講師派遣件数
--------

表彰者一覧	19
-------	----

創立20周年表彰（長期財政支援功労）	20
--------------------	----

令和2年度役員・組織図	21
-------------	----

創立10周年までの記録	22
-------------	----

■編集後記	23
-------	----

# ごあいさつ

特定非営利活動法人 神奈川被害者支援センター

理事長 村 尾 泰 弘



神奈川被害者支援センターは本年令和3年で、ちょうど20周年を迎えます。思えば昨年は新型コロナウィルスの感染に世界中が圧倒された1年でした。このコロナ禍の中、当センターは創立以来、最大の困難に直面した1年だったと言っても過言ではありません。しかし、このコロナ禍にあっても、犯罪等で苦しんでおられる被害者の方がたくさんおられます。私たちは精一杯の努力を尽くしたいと考えております。

さて、当センターが設立されたのは平成13（2001）年のことです。この20年の間に全国被害者支援ネットワーク、神奈川県警察、神奈川県、神奈川県弁護士会、神奈川県臨床心理士会など、多くの関係団体のご指導とご協力をいただき、活動を続けることができました。業務は拡大し、組織も大きくなってまいりました。この支援活動の基本となっているのはボランティアの方々であります。当センターの支援活動にかかわっておられますボランティアの方々には、深く、感謝申し上げます。また、当センターが活動を続けることができましたのは、会員、賛助会員など、多くの方々からのご寄付、ご支援の賜物であります。心から御礼申し上げます。

振り返ってみると、当センターは任意団体から出発しましたが、平成14年には特定非営利法人格を取得し、平成19年には、国税庁長官認定NPO法人となり、平成20年3月には、県公安員会より犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けました。この犯罪被害者等早期援助団体になることは長年の悲願であります。さらに、平成21年6月1日、神奈川県・神奈川県警察・当センターの三者がいわばワンストップで同じフロアで業務をする「かながわ犯罪被害者サポートステーション」が創られ、現在に至っております。この活動形態は全国的にも高く評価されております。

これからも、当センターは被害者支援活動に誠心誠意、打ち込んでいく所存であります。ますますのご厚誼、ご支援を賜りますようにお願い申し上げます。

# 特定非営利活動法人 神奈川被害者支援センターの 創立20周年に寄せて

神奈川県知事

黒 岩 祐 治



特定非営利活動法人神奈川被害者支援センターの創立20周年を心からお祝い申し上げます。貴支援センターは、平成13年の設立以来、犯罪被害に遭われた方々に対する、民間支援団体ならではの迅速できめ細かな支援活動を通じ、本県の犯罪被害者等支援の推進に大きく貢献してこられました。

さらに、県が神奈川県犯罪被害者等支援条例を制定した平成21年からは、本条例に基づき設置された「かながわ犯罪被害者サポートステーション」において、県内唯一の早期援助団体として、県及び県警察とともに、本県の犯罪被害者等への支援の中核を担っていただいています。

歴代の理事長をはじめ役員、会員の皆様、またボランティアの皆様の御尽力に深く感謝申し上げます。

県は、犯罪被害者等を支える地域社会の形成と犯罪により壊された被害者等の日常生活の早期回復をめざし、貴支援センターをはじめ、関係機関・団体等の御助力を得ながら、各種の取組を推進してまいりました。

一方、社会を取り巻く情勢をみると、新型コロナウイルス感染症の広がりを受け、新たに生じる様々な課題に対し、臨機の対応が求められています。

貴支援センターは、これまで多くの難局に直面しても、「被害者のために」という、真摯な姿勢を堅持され、着実に成果を挙げてこられました。

現下は厳しい状況にありますが、皆様には、引き続き、県が推進する被害者支援にお力添えを賜りますよう、切にお願いを申し上げます。

結びに、特定非営利活動法人 神奈川被害者支援センターのますますの御発展と、会員の皆様の更なる御健勝、御活躍を心から祈念して、私のお祝いの言葉といたします。

# 祝　　辞

神奈川県警察本部長  
山　本　　仁



神奈川被害者支援センターの創立20周年を心よりお祝い申し上げます。

平素から、犯罪被害に遭われた方の立場に立ったきめ細かな支援に取り組まれていることに心から感謝申し上げます。

支援センターは、平成13年の創立当初、電話や面接の相談業務を中心として被害者支援を開始され、これまで支援施策の充実に努めてこられました。

平成21年の神奈川県犯罪被害者等支援条例制定により、かながわ犯罪被害者サポートステーションを拠点に県、県警と三位一体となって、被害者支援に取組み、初期支援から中長期に至るまで途切れないときめ細かな支援を実現することができました。

近年では、様々な犯罪被害者のニーズに早期に応える支援が可能となり、神奈川県の三位一体での支援体制が、全国のモデルとなるほど充実していることを実感しております。

この神奈川県の支援内容の充実ぶりは、支援センターの地道な活動によるものであり、理事長をはじめ、会員の皆様、ボランティアの皆様には、厚くお礼申し上げます。

県内の刑法犯認知件数や交通事故の発生件数は、減少傾向にありますが、凶悪事件の発生や、交通死亡事故の発生は後を絶たず、近年では、県内において社会的反響の大きい事件等も発生しており、被害者支援の必要性は依然として高いものといえます。

今後も、県、警察と連携し、犯罪被害者等の視点に立った支援活動をお願い致しますと共に、神奈川被害者支援センターの今後益々の発展を祈念申し上げます。

# 祝　　辞



全国被害者支援ネットワーク  
理事長 椎橋 隆幸

神奈川被害者支援センターは、令和3年5月11日に、活動開始から20年を迎えます。誠におめでとうございます。貴センターは創設以来、着実に被害者支援活動を行なってきましたが、神奈川県が「神奈川県犯罪被害者等支援条例」（平成21年4月1日施行）を制定・施行後は、同条例第10条を根拠に「かながわ犯罪被害者サポートステーション（神奈川県・神奈川県警察・貴センターの3者で構成）」を設置し、より充実した体制の下で支援活動を行い、支援件数が年々増加するなど被害者支援の成果を上げておられます。

支援活動は、電話相談、カウンセリング、直接的支援（裁判所・警察署・検察庁等への付添など）を中心、関係機関、団体（県、県警察、弁護士会、法テラスなど）との連携による被害者支援事業、また、被害者支援活動に関する広報啓発活動、さらには、支援員の研修養成事業、財政基盤確立のための活動等を精力的に行なっています。

最近では、性犯罪専用相談電話「ハートライン神奈川」（平成23年度設）の設置・運用、性犯罪被害者支援のためのワンストップ四者協定の締結や「いのちの大切さを学ぶ教室」の開始など犯罪被害者のニーズに沿った活動を強力に推進しています。

貴センターは、関係機関・団体との連携・協力により充実した被害者支援活動ができるという、一つの模範例を示す立派な活動をされてきました。設立20周年を節目としてさらなるご発展を祈念申し上げます。

# 平成23年度 (2011年4月1日～2012年3月31日)

## 主な活動

- 4月1日 県から電話相談業務委託  
 4月11日 相談員特別研修会：電話を受けるにあたって  
 5月11日 性被害特化相談電話「ハートライン神奈川」運用  
 6月2日 「かながわ避難者見守り隊」事前研修会  
 7月1日 犯罪被害者等支援員ボランティア養成講座  
     (初・中級) 7月1日～10月10日  
 7月1日 ハートメッセージ14号発行  
 8月1日 創立10周年記念誌発行  
 9月30日 全国被害者支援フォーラム・秋季研修会  
 10月21日 犯罪被害者等支援員ボランティア養成講座  
     (上級) 10月21日～1月20日  
 11月中 犯罪被害者週間キャンペーン  
     相模大野駅(9日) JR小田原駅(18日)  
     京急川崎駅(21日) 新都市プラザ(24日)  
 12月6日 第16回人権メッセージ展  
 1月1日 ハートメッセージ15号発行  
 1月28日 創立10周年記念感謝の集い開催  
 2月1日 性犯罪被害者の支援に関する四者協定を締結  
     (神奈川県、県産科婦人科医会、県警察、本センター)  
 2月23日 寄付金付き自動販売機調印式  
 3月30日 ボランティア登録推進キャンペーン  
 3月31日 「かながわ避難者見守り隊」解散  
     500世帯に実施



相談ブース



「かながわ避難者見守り隊」事前研修会



犯罪被害者週間キャンペーン(新都市プラザ)



キャンペーン(相模大野駅)



キャンペーン(小田原駅)



ボランティア登録推進キャンペーン



第16回人権メッセージ展



性犯罪被害者の支援に関する四者協定を締結

## 通年の活動

相談員研修会 12回 ジュピター支援 12回  
 ロールプレイ 3回

## 社会の出来事

- 7月1日 3.11東日本大震災に伴う15%節電（電力使用制限令を発動）  
 7月1日 サッカーW杯（なでしこ世界一）  
 8月3日 競技用自転車公道走行事故多発（ブレーキなし）  
 1月13日 刑法犯全国150万件下回る（30年ぶり警察庁）  
 2月21日 山口県光市母子殺害事件（元少年）に死刑確定

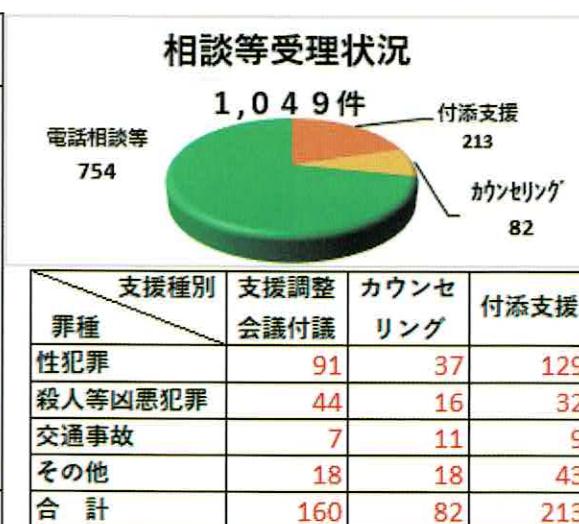


第16回人権メッセージ展



性犯罪被害者の支援に関する四者協定を締結

電話相談等受理	
悩み事	110
心理的	98
性的被害	126
経済関係	77
暴力犯罪	96
民事関係	85
交通事故	45
DV被害	19
ストーカー	15
虐待	23
その他	60
合計	754



付添支援(付添先別)	
裁判所	102
検察庁	32
警察署	2
法律相談	77
病院	0
自宅訪問	0
その他	0
合計	213

\*来所、メール、手紙等を含みます。

\*支援調整会議では県、県警察、支援センター3者で支援の調整を行っています。

# 平成24年度（2012年4月1日～2013年3月31日）

## 主な活動

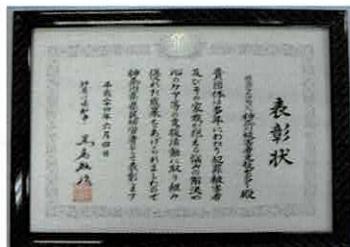
- 6月4日 神奈川県県民功労団体表彰受賞  
 6月16日 関東甲信越ブロック研修会 上期（幹事県）  
 7月1日 ハートメッセージ16号発行  
 7月6日 犯罪被害者等支援員ボランティア養成講座（初・中級）7月6日～9月28日  
 9月28日 全国被害者支援フォーラム・秋季研修会  
 10月1日 「いのちの大切さを学ぶ教室」事業受託  
 11月12日 犯罪被害者等支援員ボランティア養成講座（上級）11月2日～1月25日  
 11月中 犯罪被害者週間キャンペーン  
 湘南台駅（6日） JR小田原駅（9日）  
 イオン久里浜（16日） 海老名駅東口（22日）  
 新都市プラザ（25日）  
 12月4日 第17回人権メッセージ展  
 1月1日 ハートメッセージ17号発行  
 2月23日 関東甲信越ブロック研修会 下期（幹事県）



全国被害者支援フォーラム・秋季研修会



いのちの大切さを学ぶ教室



神奈川県県民功労団体表彰受賞



キャンペーン（相模原北署七夕祭り）

## 通年の活動

相談員研修会	12回
ロールプレイ	2回
ジュピター支援	12回
センター視察	7回 81名



犯罪被害者等支援員ボランティア養成講座

## 社会の出来事

- 11月6日 逗子ストーカー殺人事件

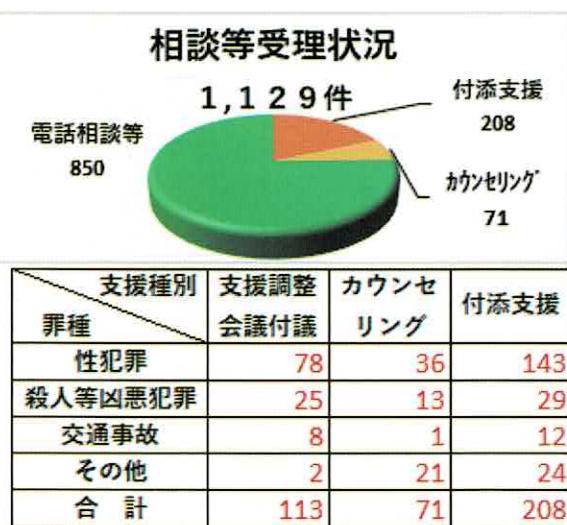


キャンペーン（イオン久里浜）



関東甲信越ブロック研修会

電話相談等受理	
悩み事	110
心理的	194
性的被害	115
経済関係	84
暴力犯罪	95
民事関係	68
交通事故	36
DV被害	16
ストーカー	16
虐待	22
その他	94
合計	850



付添支援(付添先別)	
裁判所	94
検察庁	17
警察署	5
法律相談	92
病院	0
自宅訪問	0
その他	0
合計	208

\* 来所、メール、手紙等を含みます。

\* 支援調整会議では県、県警察、支援センター3者で支援の調整を行っています。

# 平成25年度 (2013年4月1日～2014年3月31日)

## 主な活動

- 4月1日 ホンデリング開始  
 7月1日 ハートメッセージ18号発行  
 7月5日 犯罪被害者等支援員ボランティア養成講座  
 (初・中級) 7月5日～9月13日  
 10月18日 全国被害者支援フォーラム・秋季研修会  
 11月1日 犯罪被害者等支援員ボランティア養成講座  
 (上級) 11月1日～1月17日  
 11月中 犯罪被害者週間キャンペーン  
 JR中山駅(7日) JR小田原駅(15日)  
 新都市プラザ(25日) 横須賀中央駅(28日)  
 海老名駅東口(29日)  
 12月6日 第18回人権メッセージ展  
 1月1日 ハートメッセージ19号発行



キャンペーン (横須賀中央駅)

## 通年の活動

相談員研修会	12回
ロールプレイ	4回
ジュビター支援	12回
センター視察	5回 31名



キャンペーン (中山駅)



キャンペーン (橋本七夕)

## 社会の出来事

- 5月11日 被害者支援応援ソング「ペチュニアの微笑み」発表  
 5月21日 伊勢原ストーカー殺人未遂事件



キャンペーン (秦野市民祭り)



被害者支援応援ソングCD



ホンデリングポスター



キャンペーン (海老名駅)



キャンペーン (松田署桜祭り)

## 電話相談等受理



## 相談等受理状況



支援種別	支援調整	カウンセリング	付添支援
性犯罪	159	32	407
殺人等凶悪犯罪	33	22	63
交通事故	18	9	42
その他	9	19	14
合計	219	82	526

\* 来所、メール、手紙等を含みます。

\* 支援調整会議では県、県警察、支援センター3者で支援の調整を行っています。

付添支援 (付添先別)	
裁判所	288
検察庁	35
警察署	2
法律相談	201
病院	0
自宅訪問	0
その他	0
合計	526

# 平成26年度（2014年4月1日～2015年3月31日）

## 主な活動

- 6月23日 警察大学校被害者支援専科生研修  
 7月1日 ハートメッセージ20号発行  
 7月4日 犯罪被害者等支援員ボランティア養成講座  
 (初・中級) 7月4日～9月19日  
 10月3日 全国被害者支援フォーラム・秋季研修会  
 11月1日 「犯罪被害者支援講演会」共催  
 横浜市主催 於 金沢公会堂  
 11月7日 犯罪被害者等支援員ボランティア養成講座  
 (上級) 11月7日～1月23日  
 11月中 犯罪被害者週間キャンペーン  
 鎌倉女子大学(15日) 神奈川工科大学(16日)  
 茅ヶ崎駅(20日) 新都市プラザ(25日)  
 イトーヨーカドー川崎港町店(27日)  
 1月1日 ハートメッセージ21号発行  
 2月19日 性犯罪被害者の対応についての研修会(四者協定)  
 共催 於 横浜情報文化センター



性犯罪被害者の対応についての研修会



キャンペーン(茅ヶ崎駅)



【犯罪被害者支援講演会】共催

## 通年の活動

相談員研修会	12回
ロールプレイ	4回
ジュビター支援	12回
センター視察	10回 48名



## 社会の出来事

- 2月20日 川崎市多摩川における中学生殺人事件

キャンペーン(神奈川工科大)

キャンペーン(鎌倉女子大)



支援調整会議

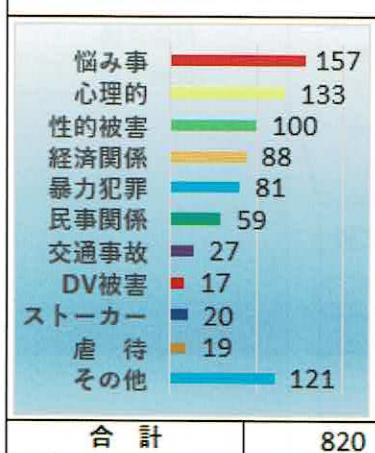


スクールアドバイザー意見交換会



警察大学校被害者支援専科生研修

## 電話相談等受理



## 相談等受理状況



支援種別	支援調整会議付議	カウンセリング	付添支援
性犯罪	217	34	558
殺人等凶悪犯罪	45	20	122
交通事故	28	26	87
その他	0	10	19
合計	290	90	786

付添支援 (付添先別)	
裁判所	442
検察庁	41
警察署	0
法律相談	298
病院	0
自宅訪問	0
その他	15
合計	786

\*来所、メール、手紙等を含みます。

\*支援調整会議では県、県警察、支援センター3者で支援の調整を行っています。

# 平成27年度 (2015年4月1日～2016年3月31日)

## 主な活動

- 7月1日 ハートメッセージ22号発行  
 7月3日 犯罪被害者等支援員ボランティア養成講座  
 (初・中級) 7月3日～9月18日  
 10月2日 犯罪被害者支援功労団体表彰受賞  
 (警察庁長官、全国被害者支援ネットワーク理事長)  
 10月2日 全国被害者支援フォーラム・秋季研修会  
 11月6日 犯罪被害者等支援員ボランティア養成講座  
 (上級) 11月6日～1月15日  
 11月20日 「犯罪被害者支援講演会」共催  
 横浜市主催 於 横浜市開港記念会館  
 11月中 犯罪被害者週間キャンペーン  
 茅ヶ崎駅(2日) イオン久里浜SS(6日)  
 伊勢原駅(9日) 新都市プラザ(25日)  
 ラゾーナ川崎(27日)  
 12月7日 第20回人権メッセージ展  
 1月1日 ハートメッセージ23号発行  
 1月28日 性犯罪被害者への対応についての研修会(四者協定)  
 共催 於 横浜市民文化会館閑内ホール



警察庁長官・全国ネット理事長団体表彰



犯罪被害者支援講演会



新春意見交換会

## 通年の活動

相談員研修会	12回
ロールプレイ	4回
ジュピター支援	12回
センター視察	8回 62名

## 社会の出来事

- 6月30日 東海道新幹線内放火殺人事件  
 11月25日 茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例の施行



犯罪被害者週間キャンペーン(新都市プラザ)



キャンペーン(伊勢原駅)



キャンペーン(ラゾーナ川崎)



\*来所、メール、手紙等を含みます。

\*支援調整会議では県、県警察、支援センター3者で支援の調整を行っています。

# 平成28年度（2016年4月1日～2017年3月31日）

## 主な活動

- 7月1日 犯罪被害者等支援員ボランティア養成講座  
(初・中級) 7月1日～9月16日
- 7月1日 ハートメッセージ 24号発行
- 9月30日 全国被害者支援フォーラム・秋季研修会
- 10月28日 犯罪被害者等支援員ボランティア養成講座  
(上級) 10月28日～1月13日
- 11月8日 被害者支援チャリティーゴルフ主催
- 11月22日 「犯罪被害者支援講演会」共催  
横浜市主催 於 保土ヶ谷公会堂
- 11月27日 神奈川県「命の授業」審査員特別賞、優秀賞の授業者表彰
- 11月中 犯罪被害者週間キャンペーン  
JR小田原駅(18日) 新都市プラザ(25日)  
ららぽーと湘南平塚(27日) 相模大野駅(28日)  
武蔵溝ノ口駅(29日)
- 1月1日 ハートメッセージ 25号発行
- 2月23日 性犯罪被害者への対応についての研修会（四者協定）  
共催 於 横浜情報文化センター



被害者支援チャリティーゴルフ開催



キャンペーン（新都市プラザ）



性犯罪被害者への対応についての研修会



キャンペーン配布物

## 通年の活動

相談員研修会	12回
ロールプレイ	4回
ジュピター支援	12回
センター視察	10回 63名

## 社会の出来事

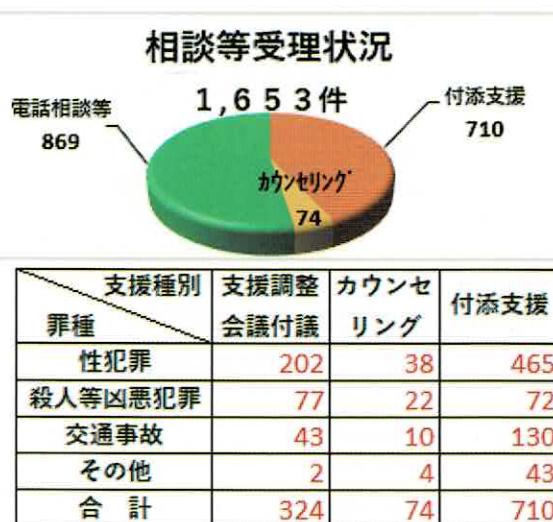
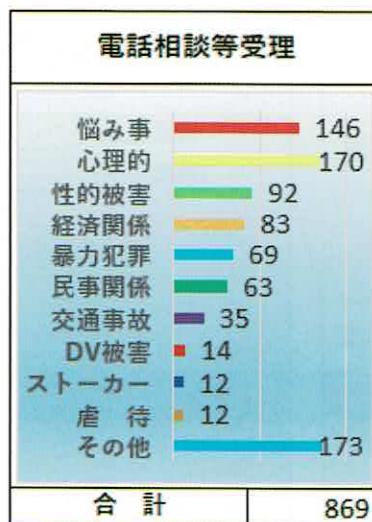
- 7月26日 県立知的障害者施設津久井やまゆり園殺人等事件



神奈川県「いのちの授業」審査員特別賞、優秀賞の授業者表彰



キャンペーン（ららぽーと湘南平塚）



\*来所、メール、手紙等を含みます。

\*支援調整会議では県、県警察、支援センター3者で支援の調整を行っています。

# 平成29年度 (2017年4月1日～2018年3月31日)

## 主な活動

- 7月1日 ハートメッセージ 26号発行  
 7月7日 犯罪被害者等支援員ボランティア養成講座  
 (初・中級) 7月7日～9月22日  
 10月6日 全国被害者支援フォーラム・秋季研修会  
 10月12日 リニューアルホームページ運用開始  
 10月23日 犯罪被害者等支援員ボランティア養成講座  
 (上級) 10月23日～1月12日  
 11月17日 「犯罪被害者支援講演会」共催  
 横浜市主催 於 戸塚公会堂  
 11月中 犯罪被害者週間キャンペーン  
 神奈川工科大学(5日) 北久里浜駅(16日)  
 新都市プラザ(24日) ラゾーナ川崎(27日)  
 新横浜駅ペデストリアンデッキ(28日)  
 1月1日 ハートメッセージ 27号発行  
 2月22日 性犯罪被害者への対応についての研修会(四者協定)  
 共催 於 横浜情報文化センター



いのちの大切さを学ぶ教室



キャンペーン(北久里浜駅)



キャンペーン(新横浜駅ペデストリアンデッキ)

## 通年の活動

相談員研修会	12回
ロールプレイ	4回
ジュピター支援	12回
センター視察	6回 67名



犯罪被害者等支援員ボランティア養成講座



相談員定例研修

## 社会の出来事

- 10月 座間9人連続殺人事件



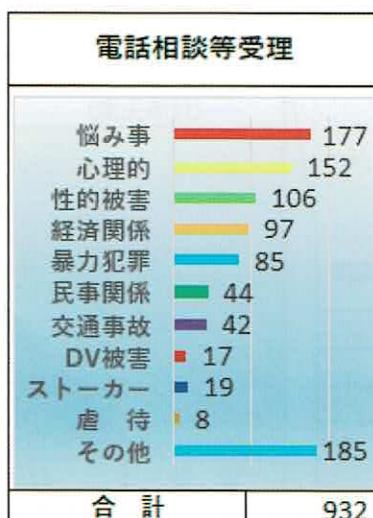
キャンペーン(神奈川工科大)



性犯罪被害者への対応についての研修会



ホームページトップ画面



\* 来所、メール、手紙等を含みます。



\* 支援調整会議では県、県警察、支援センター3者で支援の調整を行っています。



# 平成30年度 (2018年4月1日～2019年3月31日)

## 主な活動

- 7月1日 ハートメッセージ28号発行  
 7月6日 犯罪被害者等支援員ボランティア養成講座  
 (初・中級) 7月6日～9月21日  
 10月12日 全国被害者支援フォーラム・秋季研修会  
 10月29日 犯罪被害者等支援員ボランティア養成講座  
 (上級) 10月29日～1月11日  
 11月9日 「犯罪被害者支援講演会」共催  
 横浜市主催 於 鶴見公会堂  
 11月中 犯罪被害者週間キャンペーン  
 旭区ふれあい区民まつり(12日)  
 相模大野駅(19日) ラゾーナ川崎(15日)  
 北久里浜駅(27日) 新都市プラザ(26日)  
 12月1日 理事長交代 榊原高尋から村尾泰弘  
 1月1日 ハートメッセージ29号発行  
 2月21日 性犯罪被害者への対応についての研修会(四者協定)  
 共催 於 横浜情報文化センター



キャンペーン(ラゾーナ川崎)



キャンペーン配布物



キャンペーン(鶴見駅前)



湘陽かしわ台病院(ホンデリング展示)



キャンペーン(相模大野駅)

## 通年の活動

相談員研修会	12回
ロールプレイ	4回
ジュピター支援	12回
センター視察	8回 79名

## 社会の出来事

- 6月9日 東海道新幹線車内殺傷事件



性犯罪被害者への対応についての研修会



キャンペーン(ラゾーナ川崎) こまどり幼稚園演奏

## 相談等受理状況



付添支援

731

カウンセリング

127

電話相談等受理	
悩み事	221
心理的	124
性的被害	102
経済関係	87
暴力犯罪	75
民事関係	57
交通事故	50
DV被害	16
ストーカー	18
虐待	8
その他	179
合計	937

\*来所、メール、手紙等を含みます。

付添支援 (付添先別)	
裁判所	363
検察庁	62
警察署	3
法律相談	300
病院	0
自宅訪問	0
その他	3
合計	731

\*支援調整会議では県、県警察、支援センター3者で支援の調整を行っています。

# 令和元年度（2019年4月1日～2020年3月31日）

## 主な活動

- 7月1日 ハートメッセージ30号発行  
 7月5日 犯罪被害者等支援員ボランティア養成講座（初・中級）7月5日～10月25日  
 6月22日 質の向上（上期）研修会（幹事県）  
 10月11日 キャンペーン 関内駅前  
 10月14日 関東甲信越事務局長会議（幹事県）  
 10月18日 全国被害者支援フォーラム・秋季研修会  
 10月25日 犯罪被害者等支援員ボランティア養成講座（上級）10月25日～12月27日  
 11月15日 「犯罪被害者支援講演会」共催  
 神奈川県・横浜市主催 於 横浜市西公会堂  
 11月中 犯罪被害者週間キャンペーン  
 神奈川工科大学（3日） 横須賀中央駅（14日）  
 新都市プラザ（25日） ラゾーナ川崎（27日）  
 小田原駅（29日）  
 1月1日 ハートメッセージ31号発行  
 2月 ★性犯罪被害者への対応についての研修会（四者協定）  
 3月 ★質の向上（下期）研修会 幹事県（中止）



キャンペーン（関内駅）



キャンペーン（ラゾーナ川崎）



犯罪被害者週間キャンペーン（新都市プラザ）



質の向上研修上半期

## 通年の活動

相談員研修会 13回 ジュピター支援 12回  
 ロールプレイ 3回 センター視察 10回 計68名

## 社会の出来事

- 4月1日 横浜市犯罪被害者等支援条例施行  
 5月1日 元号を令和と改元  
 5月28日 川崎市登戸で通り魔小学生殺傷事件  
 1月16日 日本国内で初めて新型コロナウイルス感染確認  
 2月3日 乗客が感染したダイヤモンドプリンセス号が横浜入港  
 3月24日 東京オリンピック・パラリンピックの延期決定



いのちの大さを学ぶ教室（逗子中）



総会



関東甲信越事務局長会議



\*来所、メール、手紙等を含みます。



\*支援調整会議では県、県警察、支援センター3者で支援の調整を行っています。

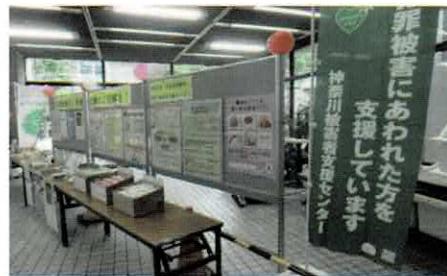
### 付添支援（付添先別）

裁判所	224
検察庁	51
警察署	0
法律相談	253
病院	0
自宅訪問	0
その他	13
<b>合計</b>	<b>541</b>

# 令和2年度 (2020年4月1日～2021年3月31日)

## 主な活動

- 4月8日 事務局3クルー体制在宅勤務開始  
性被害専用電話 ハートライン受付休止  
被害者支援活動縮小
- 5月22日 ★質の向上研修会（上期）埼玉県
- 6月1日 事務局 平常体制に復帰  
性被害専用電話 ハートライン受付再開
- 7月1日 ハートメッセージ32号発行
- 7月 ★犯罪被害者等支援員ボランティア養成講座（初中級）
- 10月16日 全国ネット被害者支援フォーラム・秋季研修会
- 10月 ★犯罪被害者等支援員ボランティア養成講座（上級）
- 10月 関東甲信越事務局長会議（埼玉県 文書開催）
- 11月20日 犯罪被害者週間の展示広報活動（12月1日まで）
- 11月 ★「犯罪被害者支援講演会」
- 11月 ★犯罪被害者週間キャンペーン
- 12月12日 「いのちの授業」大賞授業実践者表彰
- 1月8日 事務局3クルー体制在宅勤務開始  
性被害専用電話 ハートライン受付休止  
被害者支援活動縮小
- 2月 ★質の向上研修会（下期）埼玉県
- 3月3日 横浜市犯罪被害者等支援市民講演会（リモート）
- ★印：新型コロナウイルス感染防止の為中止したイベント



犯罪被害者週間の展示広報活動（県民センター）



理 事 会



コロナ対策協力依頼・カーテン



コロナ対策第1相談室

## 通年の活動

相談員研修会	9回（中止3回）
ロールプレイ	0回（中止4回）
ジュピター支援	12回（中止1回）
センター視察	0回



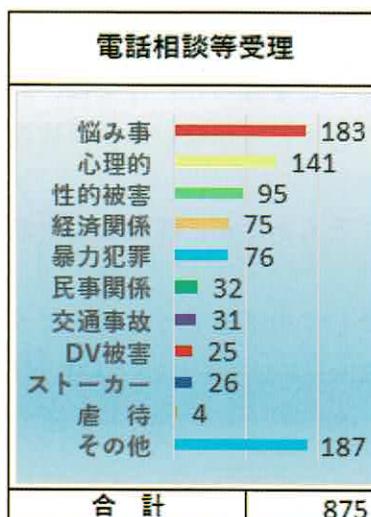
「いのちの授業」大賞授業実践者表彰



コロナ対策第2相談室

## 社会の出来事

- 4月7日 新型コロナで7都府県に緊急事態宣言発出  
(4月16日対象を全国に拡大)
- 5月25日 緊急事態宣言全国で解除
- 1月7日 関東4都県に緊急事態宣言再発出  
(1月13日7府県に追加発出)
- 3月21日 緊急事態宣言の解除  
(大阪など6府県は3月7日に解除)



\*来所、メール、手紙等を含みます。

\*支援調整会議では県、県警察、支援センター3者で支援の調整を行っています。

# 相談員の声

## 最初の窓口として

平成17年から被害者支援センターの電話相談にかかわらせていただいて、早15年が経ちました。

私が入った頃の活動拠点は横浜駅北東口から7、8分歩き、人目を避ける様にビルの地下階に降りた一室でした。数年後には横浜線大口駅から10数分坂道と心臓破りの階段を上り、小高い丘の頂上にある日当たりと眺望抜群の公共施設にお引越し。そして特定非営利活動法人に認定され、現在の利便性の良い「かながわ県民センター」での活動となっています。

15年前と比べると県、警察、弁護士会はもちろんのこと、様々な機関と連携しながら多くの支援活動ができるようになってきたと感じています。だからこそ、最初の窓口である電話相談員の責任ととらえて心掛けていることがあります。相談者の話に耳を傾け、相手の気持ちに寄り添うことは言わずもがなですが、できる支援があったにもかかわらず、自分の知識不足のために支援に繋げられなかつたということだけは避けたいということです。電話を切った後で、相談者にとって役立つ情報が分かっても、連絡するすべがなければ後の祭り。後悔だけが残ってしまいます。そのようなことを避けるために、少しでも対応に迷いがある場合は必ずお名前と連絡先を尋ねる様にしています。

年数は立ちましたが、電話が鳴った時の緊張感はいまだ変わらず慣れることはありません。まだ被害者支援に必要な知識と経験が足りないからなのでしょう。これからもしっかりと研鑽を続けたいと思います。

(Y. S)

## 被害者遺族から相談員になって

平成17年にボランティア相談員に応募した。

私の父はセンターが発足する何年も前に交通事故で亡くなった。ある日突然、身体の不自由な母と私は被害者遺族になった。いつ裁判が行われ、犯人の罪はどうなったのかさえも知るすべがなかった。誰に何をどうやって相談すれば良いのかわからず、社会が信じられなくなった時がある。しかし数年後、被害者支援の法律が整備された。私はセンターで定期的に講座を受講して理解を深めることができた。

以前は、センターの支援のひとつに、被害者家族が裁判を傍聴する為の席を確保する為に、冬の寒い日に警察の方々とともにクジ引きの列に並んだこともある。今は、被害者とその家族の席は確保されているので安心だ。

社会には被害者やその家族の為に真摯に取り組んでいる人が大勢いることを知った。今では、あの頃の私のように、思いもよらず被害者や被害者家族になってしまった方々に「かながわ犯罪被害者サポートステーション」の存在を伝えることができる。

現在、私は電話相談に励んでいる。うまく相談にのれずに反省することもあるが、仲間は人生経験の豊かな人ばかりだ。励まし励まされ、教え導かれることも多い。

被害者とその家族が、社会は信じるに値すると再び思えるように、そして生活を立て直せるようにと願う。その為にもセンターの仲間と共にこれからも研鑽に努めたい。

(M. N)

## 寄り添うということ

平成19年から電話相談、直接的支援、「命の大切さを学ぶ教室（命の授業）」や自助グループにも関わってきました。犯罪被害者支援はよく「支える、支援する、寄り添う」と言われます。同じようで違う意味を持つ言葉が頭をめぐる支援現場で、直接的支援も「命の授業」もこれで満足だと思えることは一度もなく、冷汗が出そうな自分の行動は数えきれない位あったと思っています。ああはすまい、これはこっちだった、…と。その積み重ねの直接的支援であり「命の授業」でした。私は、本に感動するとそこに埋没する癖があり、それを承知で心地よく浸っている自分がいて、相談者に真摯に向き合うことができているか危険だなと思うときもあります。しかし、基本は全て「愛」だと思うからしっかりと「愛」を持って支援を行えるようこれからもありたいと思います。（S.T）

## 信 賴

犯罪被害者支援の基本は信頼関係を築くこと。①ねぎらい ②受容 ③共感が必要と言われます。相手と信頼関係を築けなければ支援にはつながりませんので、日頃から電話相談や直接的支援の現場では、「ねぎらい」、「受容」、「共感」を心掛けています。そのために、まず家族に対して素直に3つが出来る様になりたいと思っています。「～して当たり前」、「～すべき」、「だって～」、「なぜ分かってくれないの！」という自分の考えを主張する前に相手の思いに共感できれば、被害者支援の際にも自然に行動できるようになれると信じて活動してきました。（H.I）

## 支援に携わって

10周年の時にお手伝いをさせて頂き、それからもう10年経ったということですね。振り返ればその間色々な感動、緊張、失敗、反省また反省の歴史でした。

印象に残っているのは電話相談を受け始めた頃、付き合っていた女性が殺害され会社のサポートもあって北海道から神奈川県に住まいを移した男性からの電話でした。本当に小さく弱々しい声の短い時間で終わってしまいましたが、今ならどのような対応が出来る様になっているのか、自分を振り返る材料になっています。

電話相談で辛かったことはありませんが、相談者に寄り添う気持ちを忘れずに自分の心を整えてこれからも続けていきたいと思います。また支えて下さるセンターの仲間にお礼を申し上げたいと思います。（K.A）

## 自 戒

普段気をつけていることは自分の中に「枠」をつくらないようにしています。自分の主觀やものさしで相談を受けるのはとても恐ろしいことです。慎重になります。定例会や研修などを受けて、いろんな立場・状況の人達がいらっしゃることをまず知ること。そのことがとても大切だと思っています。

勝手な判断をせず周りの方々に相談してお返事をすることも心掛けています。1年過ぎたばかりで、まだドキドキの心境です。（R.E）

## 心構え

支援に当たり特に意識していることがあります。まず心構えとして、話をよく聞いて相手の気持ちをそのまま受け止めること、相手の意志や決定を尊重することがあります。また具体的な場面では、早口にならないように注意して温かい声でハッキリと話すこと、相手が話しやすいように穏やかな雰囲気を保つことがあります。特に被害から時間がたっていない方は普段の話し方ができなくて当然ですので、以上のことだけは肝に銘じてこれからもお話を伺えるよう心がけていきます。（K. T）

## 託児支援に携わって

事件発生から公判へ進む中で、犯罪被害に遭われた方々と関わる場面も増え、その支援内容もさまざまなニーズへの対応が求められるようになりました。その中でも、小さなお子さんがおられる犯罪被害者本人や家族等の裁判参加への負担は大変なものがあると感じております。

本センターでは、このような方々が裁判に集中できるよう「託児支援」を行っています。その中でも記憶に残る事件（罪名 殺人）は、4日間にわたる裁判員裁判で、真冬の厳しさのなか、一家は、全ての裁判に朝から夕方まで裁判所に足を運ばれて全員が意見陳述をされました。

私共2名の支援員は、直接支援員とは別に託児支援員として指名されました。支援は、遺族の方の生後3ヶ月になる赤ちゃんのお世話です。裁判所が用意した個室で赤ちゃんのお世話ですが、まだ寝ていることが多い月齢でも、赤ちゃんはただならぬ雰囲気を感じるのでしょう。母親がいるときにはご機嫌なのに、いなくなるとすぐに泣き出し、泣き続けるのです。一人が抱っこして歩き回り、もう一人がお湯をくみに走り、ミルクを作り、おむつを替える、ずっと抱っこして揺らしているので腕は筋肉痛になり・・と、必死の託児でしたが、日を重ねるうちに私たちや雰囲気にも慣れてくれるのがわかり嬉しく感じました。

裁判は、加害者が自分勝手な言い分で犯行を正当化するなど、遺族の怒りや悔しさは言い表せぬものであり非常に過酷な時間だったと感じられました。

一方、休み時間に陥しい疲れた顔で部屋にもどって来られた時に、赤ちゃんの様子をお伝えすると皆さんがあっと笑顔になり、母親に抱かれて安心している姿に一家の表情が和らぐのを感じました。赤ちゃんは、悲しみの中にいる一家に大きな安らぎを与えていた大切な存在と実感した瞬間でした。

他にも、弁護士との法律相談の場で、裁判所で、自宅での打ち合わせ、と様々な場面で託児支援を行いました。自宅から裁判所まで遠い道のりの方には、途中駅から荷物を預かりながら同行したこともありました。

私たち託児支援員は、裁判傍聴が出来ませんでしたが、遺族がこの裁判に必死に向き合う姿を見ながら、後方での支えが出来たと思っています。

おわりに、裁判所での控え室の準備や、部屋の温度調節まで細やかな気配りをいただいた裁判所の担当の方々にも大変感謝しております。（M. S）

# 資料編

## 会員数の推移(各年度末時点での数値)

	平成									令和		
	13年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	1年度	2年度	
正会員	29	164	159	169	166	171	166	174	175	173	168	
個人賛助会員	27	238	244	288	203	180	192	196	169	176	142	
団体賛助会員	5	266	272	349	368	377	370	398	387	390	376	
合計(人・団体)	61	668	675	806	737	728	728	768	731	739	689	

## 寄付者の推移

	平成									令和		
	13年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	1年度	2年度	
個人	20	41	5	57	58	55	52	46	58	67	60	
団体賛助会員	7	30	32	44	30	36	53	79	75	73	65	
合計(人・団体)		71	37	101	88	91	105	125	133	140	125	

## 相談・支援件数の推移

	平成									
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
電話開設日 [ 日数 / 週 ] ( 10時から 16時 )	2日 水/土	2日 水/土	3日 月/水/土	3日 月/水/土	3日 月/水/土	3日 月/水/土	5日(*1) 月～金	5日 月～金	5日(*3) 月～金	5日 月～金
電話相談受理件数	162	208	296	333	294	329	361	293	290	316
面接相談		10	25	25	29	44	40	13		
カウンセリング(*2)			9	16	48	45	30	21	65	96
付き添い支援		1		3	23	23	35	39	85	122
自助グループ支援(参加人数)			4	26	28	23	12	12	12	12
支援調整会議延べ人員										

	平成								令和	
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	1年度	2年度
電話開設日 [ 日数 / 週 ] ( 10時から 16時 )	6日 月～土									
電話相談受理件数	754	850	863	820	953	869	932	937	999	875
面接相談										
カウンセリング	82	71	82	90	112	74	126	127	150	111
付き添い支援	213	208	526	786	644	710	953	731	541	230
自助グループ支援(参加人数)	11	10	11	11	11	10	14	14	13	12
支援調整会議延べ人員	147	112	215	290	260	324	263	269	253	230

(\*1) 平成19年11月1日以降は事務所移転(神奈川区神之木台)に伴い、週5日(月～金)に変更しています。

(\*2) 平成20年度までは面接相談をセンター独自の事業、カウンセリングを県警からの委託事業としていましたが、平成21年度よりカウンセリングが県からの委託事業となりました。

(\*3) 平成21年6月1日から「かながわ犯罪被害者サポートステーション」で活動。  
(平成23年度から県の総合電話相談を受託。受付時間帯が9時～17時となる)。

## 命の大切さを学ぶ教室実施状況(平成24年10月から実施)

	平成								令和		合計
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	1年度	2年度	
中学	校数	42	72	57	54	47	38	37	35	8	390
	回数	42	76	64	68	53	45	40	38	10	436
	人数	11698	22947	15775	14465	14041	9674	8481	8007	1662	106750
高校	校数	15	17	18	22	17	15	16	12	4	136
	回数	18	20	18	27	17	20	16	12	4	152
	人数	4904	6321	6273	7693	3758	3562	4084	2383	779	39757
合計	校数	57	89	75	76	64	53	53	47	12	526
	回数	60	96	82	95	70	65	56	50	14	588
	人数	16602	29268	22048	22158	17799	13236	12565	10390	2441	146507

## 関係機関・団体との連携状況

	平成								令和		合計
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	1年度	2年度	
法テラス協議会	9	10	9	7	5	6	6	5	5	2	64
警察署ネットワーク総会	28	46	41	48	45	47	47	50	48	43	443
キャンペーン	6	5	8	9	12	8	8	8	7	0	71
その他	8	18	21	19	31	37	29	24	20	1	208
合計	51	79	79	83	93	98	90	87	80	46	786

## 講師派遣件数

	平成								令和		合計
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	1年度	2年度	
県警察学校	8	5	6	8	3	5	5	4	5	5	54
他県の中学校・高校	5	5	6	4	5	4	5	4	2	0	40
県医療少年院	7	3	1	2	1	0	0	0	0	0	14
その他	7	14	4	4	6	4	10	9	8	3	69
合計	27	27	17	18	15	13	20	17	15	8	177

## 表彰者一覧

### 神奈川被害者支援センターに対する団体表彰

平成23年5月12日	県警察本部長感謝状受賞
平成24年6月4日	神奈川県県民功労者表彰受賞
平成27年10月2日	警察庁長官・全国被害者支援ネットワーク理事長連名「功労団体表彰」受賞

### 個人表彰

#### 全国被害者支援ネットワーク 犯罪被害者支援 栄誉章

平成25年度	山口悦子	
平成26年度	佐藤幸子	
平成29年度	惟村節子	
令和1年度	橋谷田清美	
令和2年度	高森 節子	竹川加代子

#### 犯罪被害者支援功労者表彰(県警本部長・理事長連名)

平成25年度	山口悦子	惟村節子	佐藤幸子			
平成26年度	飯島里美					
平成27年度	橋谷田清美	高森節子	寺田富雄	竹川加代子		
平成28年度	石井ひろみ	五嶋昭二郎	碓井晴恵	船島智		
平成29年度	丸山利美	岸野哲	寺田之彦	松永知子	堀尾雅子	川嶋京子
平成30年度	秋山和代	瀬戸千賀子	榛村榮二			
令和1年度	天野敦子	本多真里	八柳重夫			
令和2年度	柳下明	土屋敬子	市瀬朋子	安嶋美穂子	花田嗣子	

#### 犯罪被害者支援功労者表彰(理事長)

平成25年度	飯島里美	橋谷田清美	高森節子	寺田富雄			
平成26年度	石井ひろみ	五嶋昭二郎	竹川加代子	碓井晴恵	船島智		
平成27年度	丸山利美	岸野哲	寺田之彦	松永知子	堀尾雅子	川嶋京子	
平成28年度	秋山和代	瀬戸千賀子	榛村榮二				
平成29年度	天野敦子	本多真里	八柳重夫				
平成30年度	柳下明	土屋敬子	市瀬朋子	安嶋美穂子	花田嗣子		
令和1年度	松本陽子	宮本裕美子	小林理枝	大澤春子			
令和2年度	原田良枝	熊澤明子	今村正裕	吉永里江子	横田浩枝	佐々木みどり	田中香代

## 創立20周年表彰（長期財政支援功労）

### 1 個人功労・団体功労

#### 個人

原 幹朗 北辰企業(株) 代表取締役  
赤川 順一 (株) ジュン企画代表取締役

#### 団体

神奈川県遊技場協同組合・神奈川福祉事業協会（連名）  
(一財)神奈川県警友会  
神奈川県警察官友の会  
横須賀・三浦遊技場組合  
鶴見遊技場組合  
横浜北ロータリークラブ  
横浜東戸塚ライオンズクラブ  
(一社)神奈川県警親会  
(一社)神奈川県警備業協会  
(一社)神奈川県指定自動車教習所協会  
神奈川県自転車防犯協会  
横浜駅西口振興協議会  
(宗)常泉寺

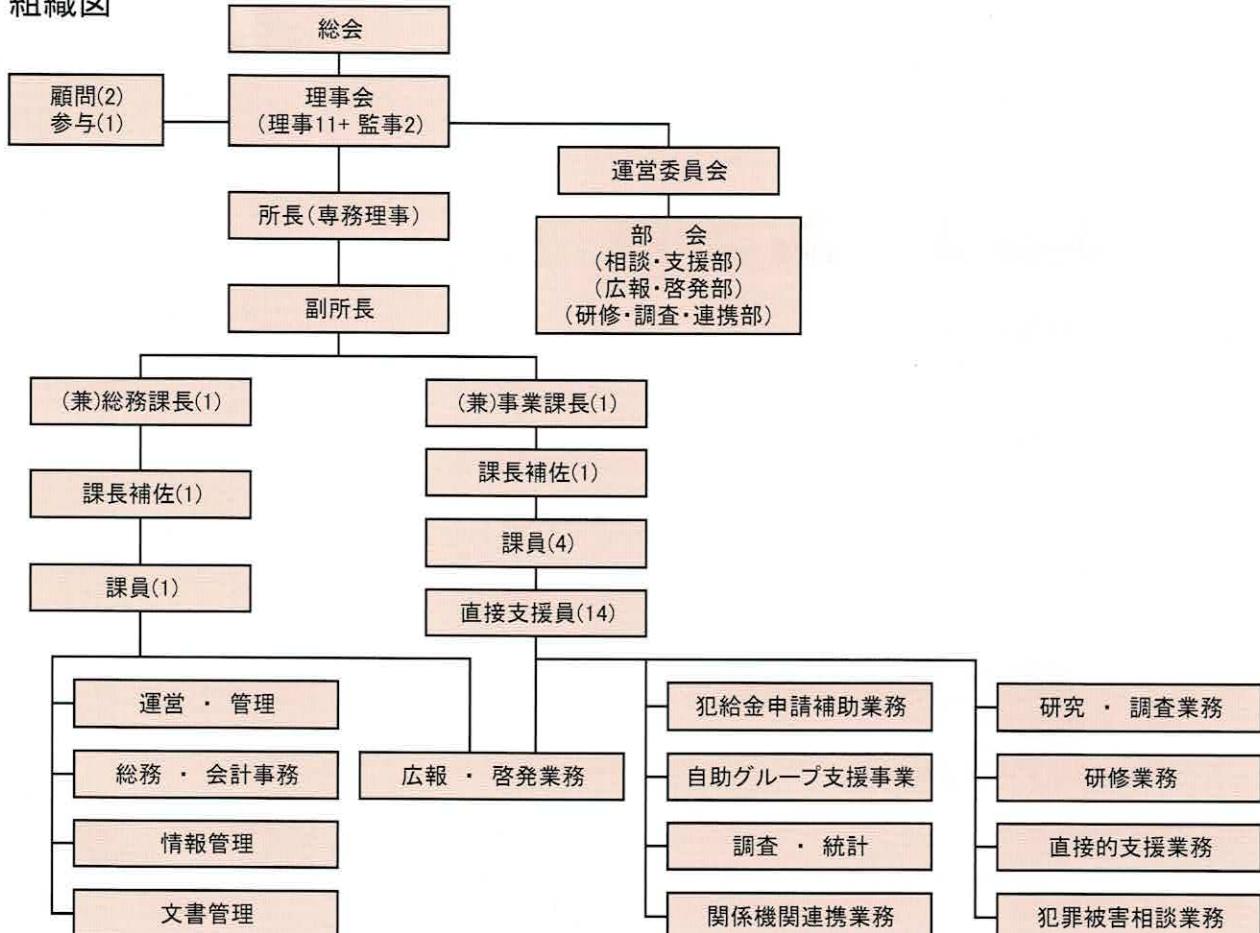
### 2 寄付金付自動販売機での支援企業

アサヒ飲料販売（株）  
(株)伊藤園  
F V ジャパン（株）  
コカ・コーラボトラーズジャパン（株）  
相模ベンディング（株）  
サントリービバレッジサービス（株）  
(株) ジャパンビバレッジホールディングス  
ダイドードリンコ（株）  
(株)八洋  
ボランティアベンダー協会  
(株)ユカ

## 役員名簿(令和3年3月31日)

種別	氏 名	現役職	備 考
理事	村 尾 泰 弘	理事長	臨床心理士立正大学社会福祉学部教授
	堀 本 久美子	副理事長	弁護士 神奈川県弁護士会犯罪被害者支援委員会所属
	勝 島 聰一郎	副理事長	精神保健指定医 横浜市青葉福祉保健センター長
	山 田 美和子	理 事	(社福) 川崎いのちの電話研修担当
	鈴 木 達也	理 事	神奈川新聞社 論説主幹
	西 村 明 夫	理 事	神奈川県商工会議所連合会専務理事
	山 口 正 志	理 事	神奈川県市長会常務理事兼事務局長
	太 田 良 勝	理 事	神奈川県町村会事務局長
	藤 木 幸 太	理 事	横浜港防犯協力会会长 藤木企業(株)代表取締役社長
	山 田 一 子	理 事	神奈川県臨床心理士会副会長
監事	長 島 豪	専務理事	神奈川被害者支援センター
	松 本 純 也	監 事	弁護士 神奈川県弁護士会所属
	庄 子 徳 義	監 事	(社福) 横浜いのちの電話事務局長

## 組織図



## 創立10周年までの記録

### 主な出来事

平成13年5月11日	神奈川被害者支援センター設立 事務所：本町中央ビル2階(横浜市中区本町)
平成13年8月16日	ハートメッセージ創刊号発行
平成14年10月7日	NPO法人資格取得(特定非営利活動法人神奈川被害者支援センター)
平成16年7月8日	事務所移転：東部ヨコハマビル地下1階(横浜市神奈川区栄町)
平成19年4月1日	電話相談業務が現在の週5日体制となる
平成19年6月21日	「認定特定非営利活動法人」認定取得 国税庁長官
平成19年11月1日	事務所移転：神奈川県青少年課神之木台分館内(横浜市神奈川区神之木台)
平成20年3月26日	「犯罪被害者等早期援助団体」指定 神奈川県公安委員会
平成21年4月1日	「神奈川県犯罪被害者等支援条例」施行
平成21年6月1日	事務所移転：かながわ県民センター14階(横浜市神奈川区鶴屋町) 「かながわ犯罪被害者サポートステーション」設置
平成22年12月1日	恒久財源の確保のため、寄付金付自動販売機6台設置運用開始



特定非営利活動法人設立の認証



犯罪被害者等早期援助団体の指定



認定特定非営利活動法人の認定



寄付金付自動販売機運用開始



本センターが産声をあげた本町中央ビル

## 編集後記

神奈川被害者支援センターが産声をあげた、平成13年5月11日からの10年は、支援活動を模索した変動期であり、平成23年度からの10年は、支援内容の充実をみた、成長・安定期で支援活動も大きく拡大した時期がありました。これら、本センターの支援活動の成長を踏まえて、更に大きく羽ばたく事の覚悟を込め「つなぐ」をメインタイトルに定めました。

古来、「十年一昔」と申しますが、この20年を振り返りますと、社会的反響の大きい事件が散発的に発生し支援活動への腐心がありましたが、ボランティア支援員の方々のご努力と、神奈川県、神奈川県警察はじめ犯罪被害者支援関係機関のあたたかいご理解とご支援をいただいた20年であったと思います。

また、神奈川被害者支援センターの活動を財源面で支えて頂いた多くの方々にあらためて感謝申しあげます。

令和2年は、新型コロナウイルスの感染が全国に拡大、4月と令和3年1月の2回、国から緊急事態宣言が発出され、多くの拡大抑止策がとられる中での犯罪被害者支援活動を余儀なくされました。感染防止の自己防衛に努めながら推進したところです。

これからも、神奈川被害者支援センター 20年の重みに感謝しつつ、「いつでもどこでも同じような支援が受けられる社会」を目指して多くの課題に向き合って行きたいと思います。

### 記念誌編集委員

長島 豪 尾野 透 小川 訓明 八柳 重夫 岸野 哲  
永野 弘幸 内田 洋二



私たち36年間にわたり  
社会貢献を続けています。



新型コロナウイルスの感染拡大のため、主催事業である「ふれあいコンサート」「ポリショイサークス福祉招待公演」や、毎年継続している社会貢献活動の多くが中止となりました。  
この新型コロナウイルスが一日も早く終息し、「皆様の素敵な笑顔」に再会できますよう、今後もハートのある活動を続けてまいります。

### 神奈川県遊技場協同組合・神奈川福祉事業協会

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町1-6-10 神奈川県遊技場協同組合会館

<https://www.kykk.com/fukushi>



この記念誌は神奈川県遊技場組合・神奈川福祉事業協会のご支援を受けて発行しております。

### 神奈川被害者支援センター「20周年記念誌」

令和3年5月11日 発行

発行者 村尾 泰弘

特定非営利活動法人 神奈川被害者支援センター

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2

かながわ県民センター 14階

電話番号 045-328-3720

ホームページ [kanagawa-vsc.or.jp/](http://kanagawa-vsc.or.jp/)



### ペチュニア

センター設立日5月11日の花で、「あなたと一緒にいると心が和む」の花言葉を持つことから、センターのイメージとなる「センターの花」といたしました。

